

【2025年1月9日発行】

=====■ 人事労働マガジン／定例第172号 ■=====

-----▽▼人事労働マガジン編集部からのお知らせ▲△-----

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 「労働契約等解説セミナー2024」の追加開催を決定
2. 建設業・ドライバーなどの時間外労働の上限規制が適用されています
「働き方改革」について、新規 PR 動画「はたらきかたススメ ver.2」を公開
3. 各種制度を説明するパンフレット「働きながらお母さんになるあなたへ」を作成
4. 1月16日(木)開催「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中
第8回テーマは「働く場所とは」
5. 「ろうきょうオンラインセミナー」の参加者募集中
第5回:1月18日(土)、第6回:2月12日(水)に開催
6. 「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」オンラインで開催
1月、2月セミナー参加者募集中
7. テレワークに取り組む企業を支援するため、労務管理とICTツールの活用方法に関する相談と、コンサルティングを3回まで無料で実施
8. 第4回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します
9. 昨年10月から教育訓練給付を拡充しています【再掲】
10. 高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方へ
4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します【再掲】
11. 今年度の「仕事と育児・介護の両立支援」
全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援が受けられます【再掲】

【トピック 1】「労働契約等解説セミナー2024」の追加開催を決定

ご好評につき、厚生労働省は「労働契約等解説セミナー2024」を追加開催します。【事前申し込み制・参加無料】

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまはもちろん、どなたでもご参加いただけます。

セミナー終了後は、個別相談会も開催します。

【開催概要】

- ・開催形式:オンライン(Zoom)
- ・開催日:1月16日(木)
- ・開催時間:セミナー13:00～15:10(休憩10分)、個別相談会15:20～16:20

また、上記オンラインセミナーとは別に、ご要望に応じて個別セミナーを実施することも可能です。お近くの会場まで講師を派遣する会場形式、または、オンライン形式、ハイブリッド形式に対応しています。(2月まで)

労働契約や関連する制度に関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

【詳細はこちら】

労働契約等解説セミナー2024

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2024」運営事務局

株式会社読売エージェンシー(委託先)

TEL: 03-5226-9919(受付時間:平日10時～17時)

**【トピック 2】建設業・ドライバーなどの時間外労働の上限規制が適用されています
「働き方改革」について、新規 PR 動画「はたらきかたススメ ver.2」を公開**

昨年 4 月から、建設業で働く方、トラック、バス、タクシードライバー、医師の皆さんに時間外労働の上限規制が適用されています。こうした方々の働き方を変えるためには、仕事を依頼する私たちも変わっていかなければなりません。

厚生労働省では、「くらし、はたらき、ともにススメ」という掛け声とともに、それぞれの業界の抱える課題や、その解決に向けて皆さんにご協力いただきたいことを広く伝える活動を行っています。

その活動の一環として、令和 5 年度に俳優の小芝風花さんを起用した PR 動画「はたらきかたススメ」を作成し、これをさまざまなメディアで発信してきましたところ、さらにメッセージを伝えるべく、労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」による PR 動画「はたらきかたススメ ver.2」を作成・公開しました。こちらもぜひご視聴ください。

【PR 動画：はたらきかたススメ(小芝風花さんによるもの)】

ショート版(30 秒)<https://www.youtube.com/watch?v=lVzm-abWkZY>

ロング版(3 分 20 秒)https://www.youtube.com/watch?v=H_7PLvJuNU

トラック編(4 分 15 秒)<https://www.youtube.com/watch?v=6SAGDIIfCSUA>

バス編(4 分)<https://www.youtube.com/watch?v=8bwHdRwH7fM>

建設業編(2 分 40 秒)<https://www.youtube.com/watch?v=y5PSPVGOA3s>

【PR 動画：はたらきかたススメ(ver.2)】

全体版(8 分 30 秒)<https://www.youtube.com/watch?v=VBUf4GJQPaQ>

トラック編(2 分)<https://www.youtube.com/watch?v=mUBZ9bMeCn4>

バス編(1 分 20 秒)<https://www.youtube.com/watch?v=sNq9gApIuto>

建設業編(1 分 40 秒)https://www.youtube.com/watch?v=mQrAWj4y_MQ

医師編(1 分 25 秒)<https://www.youtube.com/watch?v=xVpwrnS3v1Y>

昨年は「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(改正物流法)や、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(改正建設業法)が成立するなど、物流・建設分野の取引慣行の改善に向けて、新たなルールが設けられました。

改正物流法については、4月から施行が開始される予定で、トラックドライバーの荷待ち時間、荷役時間の取り組みはますます本格化します。

同法の円滑な施行に向けて、国土交通省と連携して、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」中のコンテンツ「物流情報局」で情報発信を行っており、今後も必要な情報を届けします。

また、建設分野について、適正な工期や請負代金の設定によって、長時間労働の是正と働く方の待遇改善(賃上げ)を進めていけるよう、厚生労働省は、昨年11月に国土交通省と連名で、民間工事の発注者、公共工事の発注者に協力を要請しました。

今後も、国土交通省と取引環境の改善に取り組んでいきます。

【詳細はこちら】

建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススメ」

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

物流情報局(荷主向け)

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipper>

物流情報局(トラック事業者向け)

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipping>

【トピック3】各種制度を紹介するパンフレット「働きながらお母さんになるあなたへ」を作成しました

厚生労働省は、企業で働く女性が安心して妊娠・出産するために各種制度を紹介するパンフレット「働きながらお母さんになるあなたへ」を作成しました。妊娠・出産の各ステージにおける関係制度、母性健康管理指導事項連絡カード、産前産後中、育児休業中の経済的支援制度などについて説明しています。

事業主、人事労務担当の皆さんにも活用していただき、各種制度への理解とともに、妊娠婦の方などへの説明にご利用ください。また、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置等について説明したパンフレット「働く女性の母性健康管理のために」も作成したので、こちらもご活用ください。

働きながらお母さんになるあなたへ

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000563060.pdf>

働く女性の母性健康管理のために

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000563050.pdf>

【関連サイト】

女性労働者の母性健康管理等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

働く女性の心とからだの応援サイト

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

【トピック4】1月16日(木)開催 「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中
第8回テーマは「働く場所とは」

厚生労働省は、テレワークの活用によって、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、テレワークセミナーを随時開催しています。【事前申し込み制・参加無料】

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術(ICT)を活用して、時間や場所を有効に活用でき、さまざまな生活スタイルに応じた柔軟な働き方を可能にします。

育児・介護による離職防止、採用の強化はもちろん、既に多くの企業が体感した感染症拡大防止への対策などに加え、デジタル化の促進、社員のエンゲージメント向上や障害者雇用などによる労働人口の確保などテレワークは多くのメリットがあります。

第8回のテーマは「働く場所とは」です。テレワークの普及で働く場所は多様化しました。コワーキングスペースも場所・設備ともに充実し、より一層利用しやすくなっています。これにより、柔軟で生産性の高いワークスタイルが実現しつつあります。一方で柔軟な働き方を支えるため、企業には社員が安心して働けるサポート体制が重要です。

このセミナーでは、働く場所に関する課題解決に向けて取り組んだ企業様の体験談や事例の紹介に加え、労務管理の重要性とICTツールの上手な活用について解説します。

また、育児介護休業法の改正への対応なども併せて解説します。

【事前申し込み制・参加無料】

【セミナー内容】

- ・テレワーク導入企業の体験談(キャップクラウド株式会社)
- ・テレワーク導入事例の紹介
- ・労務管理上の留意点(社労士による徹底解説)
- ・ICT面の留意点(導入方法やセキュリティ)
- ・「個別相談会」(希望者)

※セミナー終了後に、労務管理、ICT そのほか企業が抱える個別具体的なお悩みについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。ご希望の方は、セミナーお申し込み時に個別相談会希望とご指定ください。

社員の働く場所や、働く場所による生産性の違いなどに課題を抱える企業・団体の事業経営者、人事・労務管理などのご担当者は、ぜひご参加ください。

【開催日時】

日時:1月16日(木)13:00~16:00 ※オンライン接続開始 12:50

【申し込み方法など詳細はこちら】

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞(テレワークセミナーのご案内)

<https://kagayakutelework.jp/seminar/2025/0116.html>

【トピック5】「ろうきょうオンラインセミナー」の参加者募集中です

第5回:1月18日(土)、第6回:2月12日(水)に開催

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、労働者が出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事する新しい法人制度です。荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など、多様な事業分野で労働者協同組合を活用した新しい働き方が広がっています。また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場としても活用されています。

厚生労働省は、労働者協同組合の魅力と可能性を皆さまに知っていただくために、今年度に全6回のオンラインセミナーを開催しています。現在、第5回セミナーと第6回セミナーの参加者を募集中です。セミナーでは、労働者協同組合の設立後の実務や意見反映の方法、運営に必要なコンプライアンスの基本について、初めての方にも分かりやすく事例を交えてご紹介します。

オンライン(Zoom)開催で全国から参加できます。

【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

第5回 1月18日(土)14:00~16:00

【開催内容】

■第1部 ※第1部のみの参加も可能です。

・解説 「労働者協同組合の設立後の実務・意見反映」

・事例紹介

労働者協同組合ワーカーズコープながの(長野県長野市)

労働者協同組合コモンウェーブ(三重県鈴鹿市)

■第2部 質問・相談会

【詳細・申し込みはこちら】

「知りたい!労働者協同組合法」第5回ろうきょうオンラインセミナー

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202405

※申し込み締め切り: 1月15日(水)

【開催日時】

第6回 2月12日(水)14:00~16:00

【開催内容】

・解説 「労働者協同組合のコンプライアンス」

・事例紹介

労働者協同組合ワーカーズコープちば(千葉県船橋市)

労働者協同組合つどい(埼玉県飯能市)

・参加者からの質問・相談

【詳細・申し込みはこちら】

「知りたい！労働者協同組合法」第6回ろうきょうオンラインセミナー

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202406

※申し込み締め切り：2月9日(日)

【トピック6】「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」オンラインで開催

1月、2月セミナー参加者募集中

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」では、育児・介護休業法をはじめ、関連する法改正のポイント、男性育休や仕事と介護の両立事例などを交え、育休復帰支援プラン・介護支援プランの活用方法をご紹介するセミナーを随時開催しています。【事前申し込み制・参加無料】

事業主や人事労務ご担当の皆さま、関心をお持ちの方はぜひご参加ください。

【オンライン開催日程 お申し込み】(Zoomウェビナー)

※オンラインセミナーは全国どこからでもご参加になれます

・宮城働き方改革推進支援センター共催 仕事と育児の両立支援セミナー

1月15日(水)14:00～15:50

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250115

・東京キャリア形成・リスキリング支援センター共催 仕事と育児の両立支援セミナー

1月17日(金)14:00～16:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250117

・静岡県島田市共催 仕事と育児・介護の両立支援セミナー

1月21日(火)14:00～16:00

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250121

【会場日程 お申し込み】

・石川キャリア形成・リスキリング支援センター共催 仕事と育児の両立支援セミナー
2月14日(金)10:30~12:40

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20250214

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740

【トピック7】テレワークに取り組む企業を支援するため、労務管理とICTツールの活用方法に関する相談と、コンサルティングを3回まで無料で実施

厚生労働省は、テレワークを導入しようとする企業等に対し労務管理やICT活用をワンストップで相談できる窓口「テレワーク相談センター」を設置して随時相談を受け付けています。

人手不足が本格化する中で、自社の価値を高め、働く人から「選ばれる会社」になる必要性が高まっています。そのためには、働く人にとって「働きやすさ」と「働きがい」の両方を実現できる仕組みを作ることが必要です。「働きやすさ」や「働きがい」を実現するために「テレワーク」は重要な手段であり、適切に実施することでその効果をさらに高めることができます。

一方で柔軟な働き方を支えるため、企業にはITインフラ整備やメンタルケア、成果管理の仕組みが必要とされ、チームの一体感維持といった柔軟な働き方に対応しながらも、社員が安心して働くサポート体制などの労務管理が求められています。

「テレワーク相談センター」では、テレワーク導入の小さな疑問から企業特有の課題などの労務管理と育児介護休業法改正への対応とICTツールの上手な活用について相談をお受けしています。テレワークについての疑問や、こんな事聞いていいの?という相談まで、遠慮なく「テレワーク相談センター」にご連絡ください。対面でも直接相談を受けています。

【ご相談や問合せはこちら】

テレワーク相談センター（全国対象）

相談対応時間 平日(月～金) 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

TEL: 0120-861009(フリーダイヤル)

Mail: sodan@japan-telework.or.jp

テレワーク総合ポータルサイト

<https://telework.mhlw.go.jp/info/map/>

【コンサルティング】オンラインもしくは訪問で3回まで無料(1回1時間)
テレワーク相談センターに電話かメールでコンサルティングの予約をお願いします。

コンサルティングの想定内容

- 1回目 現状把握(課題確認と解決策検討)
- 2回目 導入準備(準備の為の措置制度 システム設計)
- 3回目 導入後フォロー(継続、発展に向けて課題と対策を検討)

【トピック8】第4回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します

厚生労働省は、独自に労働者の職業能力検定を実施している企業・団体の皆さんを対象に「団体等検定制度についての出張相談会」をオンライン併用で開催します。【事前申し込み制・参加無料】

この相談会では、「団体等検定制度」に関する説明を行うとともに、具体的な検定の基準の策定手順などの検定の創設支援等についてのご相談を受け付けます。

この認定は、民間の団体や企業が独自に行う検定の枠組みを厚生労働大臣が認定するものです。認定を受けた検定は、「厚生労働省認定」と表示することができ、専用ロゴマークを使用できます。

今年度最後の開催になります。制度に少しでも関心をお持ちの方は、気軽にご参加ください。

【開催日時】

1月30日(木) 14時00分～16時00分

【開催場所】

グランドヒル市ヶ谷(東京都新宿区市谷本村町4-1)

【お申し込み先】

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会(厚生労働省委託事業受託者)

TEL:03-3353-4641

【再掲】-----

【トピック 9】昨年 10 月から教育訓練給付を拡充しています

教育訓練給付制度は、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了等した場合、受講費用の一部(最大 80%~20%)が支給されるものです。

昨年 10 月 1 日以降に開講する専門実践教育訓練、特定一般教育訓練の場合、教育訓練給付金の給付率が引き上りました。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができる講座があるので、主体的なスキルアップ、資格取得のための支援策として、教育訓練給付を従業員の皆さまへの周知をお願いします。

【詳細はこちら】

令和 6 年 10 月から教育訓練給付金を拡充します

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00042.html

【再掲】-----

【トピック 10】高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方へ
4 月 1 日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付は、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65 歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的に、60 歳到達等時点に比べて賃金が 75%未満に低下した状態で働き続ける 60 歳以上 65 歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する雇用保険の制度です。

このたび、「雇用保険法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第14号)の施行により、令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変わります。

具体的には、従来、各月に支払われた賃金の15%を限度として支給されていたものが、4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎える方については、各月に支払われた賃金の10%を限度として支給されることとなります。

ご不明点は、お近くのハローワークにご相談ください。

【制度の詳細はこちら】

厚生労働省ウェブサイト「令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00043.html

ハローワークインターネットサービス「高年齢雇用継続給付について」

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html

【お問い合わせ】

全国のハローワークの所在案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

【再掲】-----

【トピック11】今年度の「仕事と育児・介護の両立支援」

全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援が受けられます

円滑な育休取得や介護と両立できる職場づくりについて、社労士などの資格をもつ専門家が、貴社の実情やニーズをお聞きし、個別に支援します。

全国どこでも、訪問またはオンラインにて無料で支援を受けられます。

【無料個別支援のお申し込み】

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」公式ウェブサイト無料支援のご案内

育児 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740